

## 医療情報取得加算について

当センターではオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。また、患者様からお預かりした診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報等）を適切に管理・活用し、質の高い医療の提供に努めてまいります。

なお、2024年6月診療より以下の通り診療報酬点数を加算いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

上記にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。